

事 務 連 絡
平成 29 年 3 月 1 日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う法人登記の取扱いについて（情報提供）

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）が平成 28 年 3 月 31 日に成立し、平成 29 年 4 月 1 日から施行されることとなります。これに伴う社会福祉法人における法人登記について、別添のとおり法務省民事局商事課長通知が発出されておりますので、情報提供いたします。

都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

（参考 1）

- 理事長及び理事の登記（別添通知 P21～）
 - (1) 理事長の就任及び理事の退任による変更の登記（施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結後、新たに理事長を選定した場合）（同 P21～）
 - (2) 代表権の範囲又は制限に関する定めを消滅による変更の登記（同 P23～）
 - (3) 理事長の変更の登記（(1)による理事長の就任の登記後に、当該理事長に変更が生じた場合）（同 P24～）
- 資産の総額の変更の登記（同 P24～）

（参考 2）法務省HP http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00098.html

2 各種法人の登記に関する通達

【平成 28 年社会福祉法改正に関する通知】

・平成 29 年 2 月 23 日民商第 29 号通知

社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて
（別紙記録例）